

学校法人静岡英和学院役員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人静岡英和学院(以下「この法人」という。)の寄附行為第31条の3の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、前号に定める役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員(理事長及び院長に限る。) 報酬、賞与及び退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

2 前項各号に掲げる役員以外の役員の報酬等については、これを支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員(理事長及び院長に限る。)に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定される額。
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額。ただし、当該役員につき次に掲げる場合にはこれを、支給しない。

ア 職員の懲戒解雇に相当する事由により解任された場合

イ 60歳を超えて就任した場合

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員(理事長及び院長に限る。)に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が休日及び土曜日に当たる場合は、その直前の営業日に支払うものとする。次項において同じ。)

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後速やかに

2 非常勤の役員に対する報酬は、毎年12月に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月(報酬額を年額で定める役員にあっては、年。以下この項において同じ。)の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人静岡英和学院理事長及び院長の報酬等に関する規程及び学校法人静岡英和学院の常勤理事の報酬等に関する規程は、廃止する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 50万円。ただし、他に職員の職を兼ねる場合は、支給しない。
院長	月額 37万5千円。ただし、他に職員の職を兼ねる場合は、支給しない。

別表第2 (常勤の役員 (理事長及び院長に限る。) の賞与)

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2.5か月分

別表第3 (常勤の役員 (理事長及び院長に限る。) の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※1 上記在任年数は1か年単位とし、端数は切り捨てる。ただし、死亡により退任した場合には、その在任期間が6月以上1年未満のときは、これを1年とする。

※2 上記係数は、次のとおりとする。

退職事由 在任期間	自己都合 ・任期満了	業務外 死 亡	業務疾病・ 業務上死亡
1	0.53	0.87	1.31
2	1.05	1.74	2.61
3	1.57	2.61	3.92
4	2.09	3.48	5.22

別表第4（非常勤の役員の報酬）

年額	10,000円
----	---------